

建設上下水道常任委員会会議録

平成27年12月15日

北 見 市 議 会

午前 9時57分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから建設上下水道常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(山本次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 今定例会におきまして私ども建設上下水道常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休 憩

午前 9時58分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず都市建設部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(佐藤部長) おはようございます。それでは、補足説明に入ります前に私から、今定例会に提案させていただきました都市建設部所管の主な概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案第1号平成27年度北見市一般会計補正予算についてでございますが、去る10月の暴風及び台風23号に係る公園及び街路などにおける樹木の処理経費のほか、道路及び河川の維持補修経費や災害復旧経費について補正計上させていただくものでございます。

次に、議案第16号都市建設部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてでございますが、平成27年度末で指定期間が満了いたします6施設の指定管理者の更新につきまして選定結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、議案第18号土地の取得についてございま

す。高栄団地建替事業に伴う高栄西町5丁目所在の用地につきまして、土地所有者との協議が調いましたので、北見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○(中野課長) おはようございます。それでは、公園緑地課所管に係ります補正予算について、委員会資料によりご説明させていただきます。

議案第1号平成27年度北見市一般会計補正予算についてでございます。委員会資料1ページ上段をごらんください。土木費の公園緑化費では、10月1日から2日の暴風及び10月8日の台風23号による被害復旧等経費として都市公園維持管理費600万円、緑化木維持管理費440万円を単独費として増額補正計上するものです。

次に、委員会資料2ページをごらんください。補正予算で対応する被害概要であります。公園では倒木等90カ所、内訳としまして倒木等があった公園が23カ所で95本、維持管理作業委託を行っている業者に被害状況調査としての緊急パトロール委託が67カ所となっております。街路樹、緑地緑道では34カ所、内訳としまして倒木等があった路線が21カ所で41本、維持管理作業委託業者への緊急パトロール委託が13カ所となっております。

なお、委員会資料3ページには10月1日から2日の暴風及び10月8日の台風23号による公園の倒木等の被害公園を赤丸で、緊急パトロール委託箇所を黄色四角で表示し、また4ページには街路樹、緑地緑道における倒木等の被害場所を赤丸で、緊急パトロール委託を行った路線を黄色で表示しています。また、5ページには公園及び街路樹、緑地緑道の代表的な被害箇所状況写真を掲載しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(本所課長) 続きまして、議案第1号平成27年

度北見市一般会計補正予算につきまして、端野、常呂、留辺蘂総合支所建設課にかかわります補正予算の概要を委員会資料によりご説明させていただきます。

委員会資料1ページ中段をごらんください。土木費の道路橋りょう維持費では、10月8日の台風23号による被害に伴う道路、河川の維持管理経費として単独費となります維持補修委託料及び維持補修費、原材料費等で常呂自治区では1,138万円、留辺蘂自治区では100万円を補正計上いたしました。

また、災害復旧費では、10月8日の台風23号による被害に伴う道路、河川の災害復旧費として、公共災害復旧費としましては常呂自治区1,005万5,000円、留辺蘂自治区3,010万円を、単独災害復旧費としましては端野自治区600万円、常呂自治区6,340万円を補正計上いたしました。

委員会資料6ページをお開きください。端野自治区の被害概要でございます。被災内容の全てが河川のり面崩壊6カ所で、工事費が500万円、復旧に伴う調査設計費が100万円の合計600万円を単独災害対象事業費として記載しております。

また、7ページには端野自治区の被害箇所図を、8ページには代表的な被害箇所状況写真を添付しております。

続きまして、9ページ、常呂自治区の被害概要でございます。内訳としまして、道路は路面崩壊、路肩、のり面崩壊など120カ所で、工事費として公共災害対象事業費843万5,000円、単独災害対象事業費3,931万6,000円、単独費1,138万円の合計5,913万1,000円、河川はのり面崩壊の2カ所、工事費として単独災害対象事業費1,695万6,000円、また道路、河川の復旧に伴う調査設計費としましては公共災害対象事業費162万円、単独災害対象事業費712万8,000円の合計874万8,000円となっており、工事費、調査設計費全て合わせまして122カ所、8,483万5,000円を記載しております。

また、10ページ、11ページには常呂自治区の被害

箇所図を、12ページには道路、河川の代表的な被害箇所状況写真を添付しております。

続きまして、13ページ、留辺蘂自治区の被害概要でございます。被災内容の全てが河川護岸崩壊3カ所で、工事費として公共災害対象事業費2,710万円、単独費100万円の合計2,810万円、復旧に伴う調査設計費が公共災害対象事業費300万円となっており、工事費、調査設計費全て合わせまして3カ所、3,110万円を記載しております。

また、14ページには留辺蘂自治区の被害箇所図を、15ページには代表的な被害箇所状況写真を添付しております。

以上でございます。

○(中野課長) 続きまして、議案第16号都市建設部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

委員会資料16ページから17ページをごらんください。公園緑地課が所管します公園施設のうち平成28年度に指定管理者を更新する施設は、仁頃はっか公園など6施設でございます。北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、9月15日に開催しました第1回指定管理者選考委員会において募集要項の審査、承認をいただき、平成27年10月1日から平成27年10月30日まで北見市のホームページ、広報きたみ10月号に掲載し、募集を行いました。各施設の応募状況としましては、1、仁頃はっか公園、2、北見市仁頃森林公園は仁頃香りの会、3、北見市富里湖森林公園、4、北見市緑ヶ丘森林公園、5、北見市南丘森林公園は北見広域森林組合、6、フラワーパラダイスは北見造園緑化事業協同組合、各施設とも1団体の応募がございました。11月11日に開催いたしました第2回指定管理者選考委員会においてご審議いただき、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条及び事務処理要綱の規定により選定されましたので、ご報告いたします。

なお、新たな指定管理期間は平成28年4月1日か

ら平成33年3月31日までの5年間となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(阿部課長) 私からは、議案第18号土地の取得についてご説明させていただきます。

委員会資料18ページでございます。現在建てかえ事業を進めております高栄団地におきまして、次期整備予定地区であります南台地区、高栄E団地の整備に当たり建設予定地の一部である道有地を取得いたしたく、高栄西町5丁目98番566及び599の2筆合わせて5,326.22平方メートルにつきまして取得予定価格5,593万円をもって契約の相手方である道との協議が調いましたので、北見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきお諮りするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(長南委員) 暴風、台風23号の被害箇所の関係なわけけれども、4ページにそれぞれ街路樹、緑地緑道の被害箇所ということで図示されております。特に柏陽高校近辺に被害が集中しているようですが、どういった理由が想定されるのか、その辺をご説明願います。

○(沢合委員) 特に台風被害、あるいは強風被害、このことについては原状復旧ということで進めていただきたいと思います。そして、その被害箇所は、これまでも何度か被害に遭ったところがあるのではないかと思いますし、原状復旧をしても被害に遭う確率というのは非常に高いと思いますので、今後の雨の強さとか、風の強さについては相当注視をしていかなければいけないということでございます。ですから、何回も被害に遭わないようにかさ上げですとか、あるいは雨風に強い工事、このあたりも国では認めてきているはずでありますので、意を

持って進めていただきたいと思います。これは意見です。

○(中崎委員) 8ページの写真にもあるように、護岸上ののり面の堤防と言われている部分がどうも作業に入れるような状況にはないと思うのです。そういう意味で、きちんとそれぞれ敷地境界があるのですから、河川のパトロールができるぐらいの幅を持って整備していただきたいと思います。これだけの上面ではなかなか守り切れないのではないかと感じましたので、これから直すときはそういうところも気をつけて直していってほしいと思います。意見です。

○(中野課長) 長南委員からのご質問ですけれども、柏陽高校の近くの街路樹に集中しているということで原因は何かということですが、実はこの地区については野付牛モール及び東部緑道ということで遊歩道の場所です。原因として考えるのは、やはり生育状況が余りよくないこともあるのと、もう一つ、松類がありまして、少し根が浅いということもありました。そういう状況になっておりますので、今後その辺の生育状況を注意して見ていきたいと思っております。

以上です。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、上下水道局所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(今局長) おはようございます。それでは、私から本定例会提出議案中、上下水道局所管に係る議案第2号平成27年度北見市水道事業会計補正予算

につきまして概要をご説明させていただきます。

水道事業会計が所管いたしております遊休地の売却に係る予算について補正計上したところでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたしますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○（水落課長） それでは、お手元の委員会資料に基づき上下水道局所管の補正概要につきまして説明いたします。

資料1ページをお開きください。平成27年度北見市水道事業会計補正予算につきまして説明いたします。平成27年10月26日開催の建設上下水道常任委員会において報告いたしましたとおり、遊休地の公募による売却手続を進めているところでございます。最終的な売却価格は、今後行います公募入札により決定いたしますが、公営企業会計では売却価格が帳簿価格を下回ることが見込まれる場合は固定資産売却損を計上することとされており、収入の固定資産売却代金とあわせて補正計上いたしますのでございます。

収益的支出では、資料下段に記載いたしました帳簿価格の1,745万1,000円から売却予定額の1,137万1,000円を差し引いた608万円を固定資産売却損として補正計上いたしますのでございます。

資本的収入の固定資産売却代金では、隣接地等の価格をもとに積算を行った結果、売却予定額として1,137万1,000円を補正計上いたしますのでございます。

議決後の予定につきましては、来年2月に公募により落札者を決定し、年度内には所有権移転等の手続を行う見込みでございます。

私からは以上でございます。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、上下水道局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で上下水道局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案4件の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、12月17日午前10時から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、各所管部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部からの報告4件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（佐藤部長） それでは、私から本日ご報告をさせていただきます。案件の概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、常呂川河川敷地の不法投棄についてでございますが、その経過報告等について、ご報告をさせていただきます。

次に、北見市街路樹再整備計画についてでございますが、本年9月9日の当委員会におきまして計画策定の概要についてご説明させていただきましたところですが、本日は現状の整理及び課題の抽出まで取りまとめましたので、中間報告をさせていただきます。

次に、常盤公園池整備工事についてですが、本年の事業に位置づけておりました工事内容を見直す必要が生じたことから、ご報告をさせていただきます。

次に、北見市空き家等対策についてでございますが、空き家等対策にかかわります本市の現状や今後の進め方などをご報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長からご説明させていただきます。前に、このたびの舗装コアの不法投棄について市が適正に管理しなければならないことの重大性を真摯に受けとめ、再発防止に努めたいと考えております。また、常盤公園整備工事につきましても発注後工事内容を見直す必要が生じたことにつきましては、地域住民や議会の皆様にご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○（藤原課長） おはようございます。常呂川河川敷地の不法投棄についてご説明させていただきます。なお、この案件につきましては土木課と道路管理課に関するものでありますので、私からまとめてご報告させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。初めに、（1）、経過でございます。本年11月2日月曜日の午後12時（11ページで「0時」と訂正）に市民から

常呂川で舗装コアが散乱しているとの通報がありました。その後現地を確認するとともに、舗装コアに張られていたラベルを調べたところ、平成13年から平成16年までの市の道路管理課及び土木課が発注した工事のもので、既に保存年限を過ぎたものであることがわかりました。同日午後7時に常呂総合支所から北見警察署常呂駐在所に不法投棄があったことを通報し、翌日3日午前9時から北見警察署の実況見分が行われ、現在捜査が行われているところでございます。

次に、（2）、市の現状と対応についてでございます。不法投棄された舗装コアは、市が保管し、保存年限を過ぎたものは産業廃棄物として適切に処分すべきものでありますが、単独事業については工事検査後に施工業者に保管を依頼するなど、保管方法や廃棄処分に関する取り扱いが明確でなかったため、現段階では舗装コアが不法投棄された経過を把握できておりません。舗装コアの取り扱いの曖昧さが不法投棄の一因になったとも考えられることから、舗装コアの保管状況に関する調査を行うとともに、施工業者に預けていた舗装コアを回収いたしました。

次に、（3）、舗装コアの保管状況調査の結果についてご説明いたします。調査の対象工事は、平成22年度から平成26年度までの5年間の単独事業の舗装工事でございます。調査の結果でございますが、土木課発注の舗装工事110件のうち回収できたのが48件、道路管理課発注の舗装工事21件のうち回収できたのが11件、合計で131件のうち回収できたのが59件で全体の45%という結果でございます。半分以上の舗装コアが施工業者であります舗装会社のプラントで処分されておりましたが、市が舗装コアを預けたときに保存年限を伝えていないことが原因であり、舗装コアの取り扱いについては早急に改善すべき課題であると考えております。

次に、（4）、今後の取り扱いについてでございますが、今後の舗装コアの取り扱いについて3つ記

載してございます。 、北見市文書事務取扱規程に基づく保存期間までは市が保管いたします。 、保存期間を過ぎたものは市が廃棄処分することとし、処分費用については市が負担します。 、廃棄処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物管理表による管理を行います。以上3つの点について担当職員及び施工業者に周知し、今後は舗装コアが適切に取り扱われるよう改善してまいります。

資料2ページに舗装コアの不法投棄が見つかった場所の位置図と散乱状況の写真を参考資料として添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○(中野課長) それでは、私から北見市街路樹再整備計画について、委員会資料と別冊資料をもとにご説明させていただきます。

まず、委員会資料3ページをごらんください。2、北見市街路樹再整備計画についての(1)、策定スケジュールにつきましては、フロー図のうち薄く網かけしています現況調査、現状の整理及び課題の抽出、実施方策・維持管理指針の大きく3段階に分けて策定を進めております。9月9日の当常任委員会では、現況調査を行っていることの報告をさせていただいておりましたが、本日は中間報告といたしまして現況調査と現状の整理及び課題の抽出までの概要をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、別冊資料をごらん願います。北見市街路樹再整備計画案でございます。1枚めくっていただき目次をごらんください。初めに、この計画案は第1章から第4章の構成となっております。第1章には計画の背景及び目的、計画の位置づけ、街路樹の役割を記載しております。第2章には街路樹の現況、課題の抽出、市民意向の確認、アンケート調査の結果、課題整理などを記載しております。第3章には、実施方策として再整備計画の基本方針、課題の改善方策などを予定しております。第4章には、維持管理指針として基本方針、街路樹の管理方針を

予定しております。

次に、1ページをごらんください。第1章として、再整備計画の策定に当たっての背景、目的を記載しております。

2ページをごらんください。本計画の策定に当たって関連する計画などを示させていただき、整合を図るとしております。

次に、3ページには街路樹の役割と主要な機能を示させていただきました。

4ページをごらんください。第2章、現状の整理及び課題の抽出として、5ページにかけて北見市の環境特性を記載しております。

6ページをごらんください。街路樹の現況についてとしまして、街路樹の現状を把握し、課題を抽出するため現地調査を行いました。北見自治区内で市が管理をしている街路樹の路線数ですが、110路線、植栽されている延長は87キロとなっております。次に、植栽本数ですが、高木が9,178本、低木については現地調査の対象外ですが、株数として約11万7,000株が植栽されています。中でも本年3月、本委員会にて報告いたしました北見市街路樹種配置計画の樹種選定において要検討樹種として指定されました12番、ハルニレが1,437本と一番多く植栽されており、また不選定樹種として指定されました10番、ニセアカシア799本、11番、ネグンドカエデ74本、13番、プラタナス1,167本となっている状況にあります。

なお、7ページから8ページには街路樹の植栽路線を図示しております。ご参照ください。

9ページをごらんください。(2)、街路樹の管理状況を記載しております。街路樹の年間維持管理内容ですが、大きく分けて高木剪定からパトロールまで6つについて、年間を通しての維持管理として作業を行っています。高木剪定については、全ての樹種の剪定が予算的に難しいため、枝折れや落ち葉など特に支障、苦情、要望が多いニセアカシアは年1回、プラタナスは枝の成長が早いいため年2回剪定を行っています。

次に、10ページから14ページには課題の抽出として、現地調査の結果をもとに街路樹の課題について抽出を行いました。まず、10ページの樹形や生育の不良についてですが、樹形が損なわれた樹木や生育状況が悪化した樹木が見受けられました。下段の写真のようなバランスの悪い樹形が見られました。このような樹形や生育の不良が見られる樹木が、調査路線110路線のうち約4割の路線で見られました。なお、この4割という数字ですが、1路線のうち1本でもあればカウントしていますので、約9,000本の高木の4割がこういった状況にあるわけではないということをご理解願います。このような樹形や生育の不良があることにより、都市景観の悪化や倒木、枝折れなどによる事故の危険性が懸念されております。

次に、11ページの、根上がりによる施設の損傷についてですが、植栽基盤の不足が原因と思われる。樹木の根上がりが見受けられ、下の写真にもあるように植樹ますや舗装の損傷があり、調査路線の約4割でこのような状況が見られました。このような根上がりがあることによって通行の支障や舗装などの破損、民地側へ根が侵入するなどが懸念されております。

次に、12ページの、電柱などの施設との干渉についてですが、樹高や枝張りが大きくなり、電線や建物などに干渉している街路樹が見受けられ、特に電線と干渉している街路樹については、調査路線のうち約7割で見受けられました。このような電柱、電線などの施設と干渉していることにより施設への影響、例では停電などの被害、また民地への枝の侵入と記載していますが、建物と街路樹が近いことにより日当たりの悪化などが懸念されております。

次に、13ページの、信号機や標識など交通安全施設への支障についてですが、こちらも電柱などの干渉と同じ要因により交通安全施設への支障となっている箇所が見受けられます。このような街路樹が調査路線のうち約4割で見受けられました。このよ

うな状態により信号機や標識が見えにくいですが、交差点付近、特に生活道路から幹線道路へ出る際に見えにくいなど、交通安全上の問題が懸念されます。

次に、14ページの、街路樹のない植樹帯や植樹ますについてですが、枯損や倒木などにより伐採されたままの植樹ますなどが見受けられました。このような状態が放置されていることから、都市景観の悪化や通行の支障が懸念されます。

次に、15ページから28ページには市民意向の確認として、本計画を策定するに当たり市民の方々の街路樹に対する意見、認識などを把握し、基礎資料とするためアンケート調査を実施させていただきました。

15ページをごらんください。調査の概要ですが、実施期間は9月20日から10月6日の約2週間で、調査対象者として北見自治区内の20歳以上の中から無作為に抽出した1,000名にアンケート用紙を郵送し、回収率は42.3%となっております。

次に、設問1、2については、回答者の基礎データとなっております。自宅のそばに街路樹があるかどうかの問いには、25%の方が家の前の道路にあると回答されています。

次に、16ページの設問3と、17ページの設問4は、街路樹に対するプラスのイメージについて聞いております。設問3の期待するものとしては、季節感や景観についての視覚的な要素が多くなっています。設問4のよいところについても新緑や花、紅葉など視覚的な要素が多いです。アンケート結果につきましては、全体の集計に加え中段、下段のように居住環境別、家の前の道路における街路樹の有無や年代別についても結果をまとめました。この設問に関しては、居住環境別、年代別、両方とも視覚的な要素への関心が高い結果となりました。

次に、18ページをごらんください。設問5は、街路樹に対するマイナスイメージを聞いております。全体といたしましては、葉が落ちる、運転中の見通

しを遮るなど総じて維持管理に対する悪いイメージが高くなっています。年代別で見ますと、60歳以上の方は葉が落ちる、50歳代以下の方は運転中の見通しを遮るがそれぞれ高くなっていることから、年代により異なる印象があることがわかりました。

次に、19ページ、設問6については、街路樹が必要な場所について聞いております。こちらについては半数以上の方が、特に60歳代以上については6割近い方が幹線道路などの広い道路が多く、幹線道路における街路樹の効果に期待しているものと思われる。

次に、20ページをごらんください。設問7については、狭い歩道の街路樹について聞いております。全体としては、伐採して歩道を広くするが最も多いですが、年代別で見ますと50歳代以下の方が伐採の次にそのままよいが多く、60歳以上の方が伐採の次に高木を低木に植えかえるが多くなっています。このことから、年代によって異なる意見があることがわかりました。

次に、21ページ、設問8については、街路樹の量について聞いております。全体としては、ちょうどいいの現状維持が一番多くなっています。若干ではありますが、ふやすよりも減らすほうが高くなっています。居住環境別で見ますと、ちょうどいいがどちらも一番多くなっていますが、家の前に街路樹がある方は減らす意見が多いのも特徴となっております。

次に、22ページをごらんください。設問9は、街路樹が美しい場所があるかないかについて聞いております。こちらについては、美しい場所、美しくない場所、それぞれ場所の記入もお願いしております。美しい場所については、桜やツツジ、イチヨウ、新緑の時期などと回答される方もおり、季節感を感じるものについての回答が多い印象です。逆に、美しくない場所としては、枝が伸び過ぎの場所、雑草が生えている場所を挙げている方もおり、こちらについては適正な維持管理に努めなければいけないと感

じております。

次に、23ページ、設問10は、街路樹として好ましい木について聞いております。余り大きく成長しない木、低い木などの割合が高く、居住環境別で見ると家の前に街路樹がある方は余り大きく成長しない木、低い木が多いのに対し、それ以外の方は花、新緑、紅葉などの季節感を感じられるものが多い傾向となっております。

次に、24ページの設問11と25ページの設問12については、維持管理についての不満、力を入れるべき項目について聞いております。設問11の維持管理への不満については、植樹ます内の雑草が目立つが一番多くなっております。年代別で見ますと、60歳代以上の方は植樹ます内の雑草が目立つが多いのに対して、50歳代以下の方は枝が伸び放題であるが一番多くなっております。設問12の維持管理に力を入れる項目については、剪定や点検についての割合が高くなっており、先ほどの不満に思っていることの雑草や除草については低いことから、まずは安全性を優先しているものと思われます。

次に、26ページをごらんください。26ページから28ページの設問13、14、15は、維持管理におけるボランティアについて聞いております。設問13では、作業の程度について聞いております。落ち葉の清掃や雑草取りの割合が高い結果となっております。27ページの設問14では、参加意識について聞いております。年代別で見ますと、60歳代以上の方は50歳代以下の方と比べ、思う、少し思うの割合が若干高くなっております。28ページの設問15では、支援策について聞いております。集めた落ち葉の回収が高く、次いでボランティア制度の確立が高くなっております。

次に、29ページをごらんください。課題の整理として、調査結果をまとめております。整理内容としましては、樹木の老木化、大木化、著しい根上がり、道路空間と植栽間隔、沿道景観の阻害、不適切な樹種の選定としてまとめさせていただきました。

30ページから33ページまでは、参考資料として郵送しましたアンケート用紙を添付しております。

最後に、本日説明しました第1章から第2章の結果をもとに今後実施方策、維持管理指針などの策定を進め、委員会資料の策定スケジュールにも記載しておりますが、当委員会へ最終報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で北見市街路樹再整備計画についての説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続き3、常盤公園池整備工事について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。委員会資料4ページをお開き願ひます。初めに、(1)、これまでの主な経過でございますが、平成22年6月に隣接住民より常盤公園の池から悪臭がするとの報告を受理し、周辺住民の聞き取り調査と水質、底質の調査を実施しました。この池には環境基準が適用されませんが、参考として湖沼、いわゆる湖や沼の環境基準を準用しております。調査結果について、環境状況としましては遊歩道、ジョギング、イベント広場などに利用されていますが、水質状況としましては、いわゆるヘドロと呼ばれています底質汚泥は魚類や野鳥などの排せつ物の有機物が堆積されているとされ、水生植物などを利用した植栽浄化の対策も考えられると報告を受けました。平成22年8月に常盤公園に隣接いたします4町内会に6月の水質等の検査結果を報告し、平成22年9月及び平成23年7月にガマやスイレンの水生植物による底質汚泥の改善を実施いたしました。平成24年10月には、3町内会より池の臭気改善が進んでいないとして水の循環機能を高めること、石畳の浅瀬で鳥のふんや底質汚泥の悪臭がするという内容の陳情要望書を受理しました。平成25年6月に鳥のふんや底質汚泥が乾燥し、悪臭が感じられる池の北東側の浅瀬、砂州の石畳部分の清掃を実施し、7月にはその周辺の臭気検査を行いました。平成25年9月に4町内会に臭気検査結果について敷地境界では環境基準値を超える臭気濃度は見られないことを報告しました

が、再度4町内会より池の形は流れを悪くしている、コンクリート石畳の浅瀬、砂州が悪臭の原因では、水量が少なく停滞しているなどの要望書を受理しました。平成26年12月には、地下水の水量が低下していることから、地下ポンプの調査及び分解清掃を実施しましたが、水量につきましては点検、清掃後においても変化がない結果となりました。平成27年7月に水質、底質、地下水について検査しましたが、検査数値から臭気の原因が直接確認できませんでした。これらのことから、北見工業大学水環境を専門とする教授に池の臭気改善についてご相談し、野鳥のふんや底質汚泥などが夏場の渇水期に石畳の浅瀬、砂州に取り残されて乾燥し、加熱されて臭気を発生していると考えられる、石畳部分の埋め立ても臭気改善の一つの方法ではないかと助言をいただきました。そして、石畳の浅瀬、砂州に盛り土を行う工事を11月4日に発注させていただきました。

次に、(2)、工事の概要は記載のとおりですが、委員会資料5ページをごらんください。工事箇所は、池の北東側にあります浅瀬、砂州のコンクリート部分を盛り土し、埋め立てる工事でございます。現状の の写真は、野鳥のふんや底質汚泥が乾いて白くなっている状況であります。また、 の写真は、底質汚泥などが堆積している状況であります。 の写真は、盛り土して埋め立てし、吹きつけ芝で緑化を行った完成イメージ図でございます。なお、ページの下段には施工断面図として施工前と施工後と比較させていただきました。

次に、(3)、今後の対応についてですが、今回の工事において臭気対策に一定の効果があるとの専門家の助言をいただき、工事を進めさせていただきましたが、地域住民のご意見を踏まえ、臭気対策において見直しする必要が生じたことから、工事内容に再検討が必要であると判断したため工事を中止し、平成28年度をめどに改善に向けた調査検討を行い、今後の対応について当常任委員会にご報告させていただきますながら対応してまいりたいと存じます。

以上で常盤公園池整備工事についての補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○（小原課長） それでは、私から北見市空き家等対策について、お手元の委員会資料に基づき説明させていただきます。

6ページをごらんください。初めに、上段の（1）、空き家の状況ですが、北見市の空き家率は国の住宅・土地統計調査によりますと平成20年度調査で約12%、直近の平成25年度調査では約13.5%と微増しており、空き住戸数は約8,300戸、内訳といたしまして戸建て住宅が4.4%、共同住宅等が9.1%となっております。

次に、適正管理されていない空き家の件数ですが、建設指導課では記録が残っております平成13年から平成27年11月までに累計79件の通報、相談等を受け、このうち46件については是正していただき、33件について継続指導しております。しかしながら、市内全体で適正管理されていない空き家がどの程度あるのかは把握できておりません。このことから、空き家に関する基礎資料とするために現在北見自治区において実態調査を進めており、上下水道局の給水戸数データから一定期間使用実態のない住戸を対象として管理状況などについて現地の確認を行っているところでございます。

次に、中段の（2）、空家等対策の推進に関する特別措置法ですが、ここでは本年5月26日に全面施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法について、国、所有者、北見市、北海道のそれぞれの役割を体系的にまとめたものを載せております。図の上のほうにあるとおり、国は基本指針、ガイドラインを定めるとともに、財政上、税制上の措置を担います。所有者は、図の左側のとおり、その責務として空き家等の適正な管理に努めることとされております。北見市は、図の中央のとおり、第4条でその責務として計画の作成及び対策の実施に努めることとされ、以下第6条の空き家等対策計画、第7条の協議会から第16条の過料の規定について担うと

されております。北海道は、図の右側のとおり、市町村への援助や財政上の措置を担うとされております。今後北見市の空き家等対策は、これら特別措置法の規定に基づき進めていくことといたします。

最後に、下段の（3）、今後の進め方の案といたしまして、その概要をフロー図でお示ししております。初めに、空き家等の対策は、是正措置、利活用、相談、支援などさまざまな部局にかかわることから、庁内に連絡会議を組織するとともに、特別措置法第7条に基づく有識者等による仮称7条協議会を設置いたします。なお、7条協議会については特別措置法に基づき設置条例の制定を予定しております。次に、空き家等の対策を総合的かつ計画的に進めるための計画案について7条協議会や議会の皆様の意見を伺いながら策定いたします。なお、計画に当たり7条協議会は4回程度の開催を予定しており、策定の期間は7条協議会設置後おおむね1年を予定しております。また、右側の枠の中に計画案で検討を要すると思われる事項についてお示ししております。計画案の策定後は、パブリックコメントを実施した後計画を公表し、その後計画に基づき具体的な対策を段階的に実施してまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひします。

○（中崎委員） 常呂川河川敷地の不法投棄についてですが、時系列の表示になっているところがと前後しているのか、それとも午後零時の表記間違いなのか、午前12時の表記間違いなのか、その辺が1点です

それと、今までずっとやってきたと思うのですが、過去に舗装コア、工事の完了検査で不適切ということひっかかった件数がどのくらいあったのか。そして、今後の取り扱いということを書いてあるのですが、コア抜きは監督員が直接その現場で見ているのか見えていないのか。また、そもそも論なのですが、

舗装コアはなぜ保管しないとならないのか、法律的な定めがあるのか。現場でいつでも抜けるのですから、会計検査等で指定されたらそのときに抜けばいいと思うのですが、その辺の法律的根拠を教えてください。

○（斎藤委員） 空き家対策について1点お伺いしたいと思います。

これは、対象を民間としているのかもしれませんが、公共施設で不適切な管理状況のものがないのか伺いたいと思います。

○（長南委員） 舗装コアの今後の取り扱いということで3点示されております。最初の保存期間というのは、基本的には5年間ということによろしいのかどうかということと、廃棄処分に当たって産業廃棄物として管理を行うと理解をしておりますが、以前11月5日に都市建設部からご報告をいただいた際に振興局の見解では産業廃棄物に該当しないというご説明があったと思うのです。一般廃棄物として扱うべきではないかということでしたが、この違いはどういうことなのか、ご説明をお願いします。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時07分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（小原課長） 斎藤委員からご質問をいただきました公共施設の空き家対策等についてですが、現在適正管理されていない空き家等の把握につきましてはご説明申し上げたとおり通報、相談等が中心でありまして、今のところ公共施設についてはそういった通報等は受けておりません。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、空家家の定義については国または地方公共団体の所有のものは含まれないとありますけれども、もちろん公共施設の不適切な管理のものにつ

きましては市民の環境ですとか、そういった面にも影響を及ぼすと考えておりますので、今後そういったものが出てきた場合の対策については検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○（藤原課長） 中崎委員からのご質問でございますけれども、まず1点目でございますが、経過のところ、で11月2日午後12時、で11月2日午後7時と書いてございますけれども、につきましては、正しく書けば午後0時という形になると思いますので、ご訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

続きまして、舗装コア、工事の完了検査で適切ではなかった件数でございますけれども、これまでの工事におきまして舗装コアが設計どおりの厚さに満たないとか、厚さが不足しているという状況はございません。

続きまして、舗装コアを保管しなければならない理由でございますけれども、舗装コアにつきましては国や道についても成果品と捉えて保管していると聞いておりますので、私どもも同様に取り扱っているところでございます。保存年限につきましては、現在工事関係という形で5年という期間を定めておりますので、5年間保管しているところでございます。

あと、3点目でございますけれども、コア抜きの際に監督員が見ているのかどうかということでございますけれども、コア抜きの際に工事監督員が立会していることはございません。後ほど工事完成書類とともに写真等でコア抜きの状況を確認しているところでございます。

それと、長南委員からのご質問でございますけれども、今後の取り扱いにつきまして5年間でよいのかということでございますが、市では工事関係書類については5年間保存すると規定しておりますので、今のところ5年間保存するというところで考えて

いますけれども、舗装コアにつきましては工事検査が終わってから余り使用する機会がないものですから、保存期間につきましては今後見直ししていく必要があるのかと考えてございます。

それと、舗装コアの取り扱いで産業廃棄物が一般廃棄物かということでございますけれども、我々が常呂川で警察の実況見分に立会した際に、振興局には成果品ということで一般廃棄物ではないかと聞いていたのですけれども、その後いろいろ調べていく中で産業廃棄物であるという形で振興局から訂正があったところでございます。

以上でございます。

○(中崎委員) コアの関係なのですけれども、工事検査で一回もひっかかったことがないということで、舗装が始まってもう四十数年たっています。その中で一件もない、そして後から監督員は写真等で確認しているというお話でしたら、最初のコアを抜いたときの検査で成果品として目録から外せばいい話ではないでしょうか。わざわざ重さもあり、厚みもあるものを残しておく意味合いは、ただ国・道が成果品目録に入れているからというだけのことなのではないでしょうか。その辺が雑になっていて結局今回のようなことが起きたのですから、今これだけ資料がデジタル化されている中でコアの3次元のデータもとれるのですから、そういう保存の仕方もあるし、わざわざ現物をとっておく意味合いですが、なぜとっておくのでしょうか。その辺きちんと法規的な理由があるのならおっしゃっていただきたいと思います。

○(斎藤委員) 小原課長からご答弁いただきましたけれども、基本的に空き家対策については公共施設は適用に含まない、また市民からの通報等でも公共施設についての不適正管理の件については通報を受けていない、また市も全体の調査は終わっていないので、把握されていないと。実際に国がガイドラインを示して、自治体もこういう条例化を進めるに当たって、やはり公共施設は範を示すべきということで絶対にそういう指摘を受けることがあってはい

けないと。それで、国の施設なのですけれども、留辺蘂自治区の上町に昔の留辺蘂営林署がございませぬ。住民から苦情を受けて私も見てまいりましたけれども、窓は破れ、屋根の一部は破損し、壁も壊れかけていて、台風なんか来て飛んだら大変不安ですと。まずは、きちんと国・道、市も含めて公共施設も点検をしていただいて、これまた公共施設は含まないとはいいいながら国がそういうことを放置している状況ですから、しっかりと市としても是正を強く求めるようお願いしたいと思います。この条例には含まない形になりますけれども、そうでなければ民間に対する指導、是正なんていうのもできないのかと思っております。これは意見です。

○(中崎委員) 先ほどの街路樹の再整備化の中で別冊資料の25ページには剪定、点検が一番必要だということで力を入れるべきということになっております。そして、29ページのまとめでは著しい根上がりがないということになっておりますが、根上がりは上の葉っぱを強剪定することによって下に下に伸びていくという、矛盾したことがそれぞれ載っているのですが、そのまま取り扱いになっているので、きちんと見解をつけて入れたほうがいいのではないかと思っております。市民は、剪定すれば見ばえはよくなると、だけれども根上りの関係というのはわかっていないと思うのです。その辺、この課題の整理だけでは少々意味が読み取れないので、整理をよろしくお願いします。

それと、常盤公園の池整備の関係なのですが、平成22年8月に、ある程度の調査結果、意見、助言をいただいたということで、その助言の内容の資料請求と平成24年10月に陳情要望書が出ているということで、そのときの要望書の提出をお願いしたいのと、平成25年9月にもやはり要望書が出ていますので、その要望書の提出と、あと平成27年7月に行った検査において北見工業大学の先生からも助言が出ているということで、その助言書を委員長のもとで資料請求したいと思います。

それと、これは一方的に北見市が悪いという形で工事を今中止ですか、見合わせているということなのですが、(2)で工事を受けた側の会社の名前が出るのはいかなるものかと思うのです。それとも、そのまま継続して調査をしながらやっていくのか、この会社に最終的には全部出た結果でお願いするのか、その辺をお知らせください。

○(長南委員) 関連して、平成26年11月の第7次実施計画で初めて砂州の埋め立てということが内容で示されてきているのですけれども、この際に住民への説明があったのかどうかを確認させてください。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中崎委員からありました要望書、意見書、それから助言者からの部分については、後で理事者から資料を皆さんに提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、理事者の答弁をお願いします。

○(藤原課長) 中崎委員からのご質問にお答えしたいと思います。

舗装コアの成果品としての取り扱いについてでございますけれども、今後北海道ですとか他都市の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○(中野課長) 中崎委員から今後の工事に関してはどうするのかというご質問ですけれども、ご説明したように今回の工事は内容的に見直す必要があるため中止させていただきたいと思っております。なお、かかった経費につきましては業者と協議をしまして支払いたいと思っております。

それと、もう一点、長南委員の第7次実施計画時

に地域住民等に説明しているのかというご質問ですけれども、このときは隣接住民数名には内容的に確認しているのですけれども、町内会単位での説明はしていない状況であります。

以上です。

○(佐藤部長) 中崎委員からの今回の工事概要で請負業者が書かれている問題につきまして、私どもとしては概要を書いたつもりでございますけれども、請負業者の部分については配慮に欠けた部分がございますので、今後注意して対応したいと思います。まことに申しわけございません。

○(斎藤委員) 緑化木の関係で中野課長にお伺いしたいと思いますけれども、今回緑化木の街路樹の再整備計画を作成するに当たって、私が平成25年度の決算審査の委員会で計画の策定について伺ったときには、平成25年度中に計画を策定するということでしたが、おけているわけなのですけれども、それで1点確認です。街路樹の管理指針をこれからつくりますね、この中にはいわゆる住民協働である、またはボランティア活動による管理の部分、また、かわりについても盛り込まれる計画となるのかどうか伺います。

○(中野課長) ただいま斎藤委員から今回の管理指針の中に、要は住民協働の部分とボランティアの部分の内容が組み込まれるかという質問ですけれども、今回のアンケートをとった結果ではボランティアの関係も聞いていますし、住民協働やボランティアの活動もやはり不可欠と考えますので、その点についても策定に盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局からの報告を議題といたします。
理事者の説明を求めます。

○(今局長) それでは、私から本日ご報告をさせていただきます案件の概要につきまして説明をさせていただきます。

先ほど都市建設部からも報告がございましたが、市発注工事に伴います舗装コアが不法投棄されたことを受けまして、上下水道局におきましても工事施工後に採取される舗装コアの保管状況について調査を行いましたので、その結果と今後の取り扱いにつきましてご報告をさせていただきます。今回の調査の結果、上下水道局におきましても保管状況に不適切な状況があったことが判明いたしました。このことにつきまして深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

なお、詳細につきましては水道課発注工事分、下水道課発注工事分をあわせまして水道課長より説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○(黒川課長) それでは、私から上下水道局発注工事における舗装コアの保管状況についてご報告いたします。

委員会資料1ページをごらんください。初めに、(1)、上下水道局の現状と対応についてでございます。水道工事、下水道工事に伴う舗装復旧を行った際に舗装面積に応じて品質などを確認するために抜き取られます舗装コアにつきましては、上下水道局が保管し、保存年限を過ぎたものは適切に処分すべきでありましたが、上下水道局におきましても保管を施工業者に依頼するなど保管方法や廃棄処分に関する取り扱いが明確になっていなかったため、舗装コアの保管状況に関する調査を行うとともに、舗装コアの回収を行ったところでございます。

次に、(2)、舗装コアの保管状況調査の結果でございます。調査対象工事を平成22年度から平成26年度までの過去5年間といたしました。

調査結果でございますが、水道課、下水道課発注工事の合計425件のうち上下水道局保管件数が水道課で9件、下水道課で153件、合計162件、上下水道局が施工業者から回収した件数が水道課8件、下水道課14件、合計22件、施工業者が廃棄処分した件数が水道課198件、下水道課43件、合計241件となっております。廃棄処分の件数につきましては、施工業者からの聞き取り調査の結果となっております。また、水道課発注工事におきまします舗装コアの上下水道局保管件数が少ない状況となっておりますが、水道工事については舗装コアを慣例的に検査後、施工業者に預けていた経緯があったためと考えております。

次に、(3)、舗装コアの今後の取り扱いについてでございますが、北見市上下水道局事務取扱規程に基づく保存期間までは上下水道局が適切に保管する、保存期間を過ぎたものは上下水道局が廃棄処分することとし、処分費用についても上下水道局が負担する、廃棄処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物管理表による管理を行う、以上3点の項目について今後徹底することとし、舗装コアの取り扱いについては都市建設部と同様に関係部署と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 先ほども舗装コアの関係で聞いたのですが、今まで工事をやっていた工事完了検査で何件の不良というか、ひっかかったものがあったのかお知らせください。

○(黒川課長) 上下水道課をあわせて、今まではそういう不良があったということは認められておりません。

以上でございます。

○(中崎委員) 先ほども言ったのですが、法律的なものなのか、舗装コアは何に基づいてとっているのか、残しているのか、保管しているのか。補助金をもらっているのだったらもらっているで、そこと打ち合わせをしながら、これだけいろいろなデータがそろえられる時代になったのですから、わざわざ現物でとっておく必要もないし、それぞれの監督員がきちんと写真でチェックしているのだったら、それはそれでいいと思うのです。ここでは全部保管するとなっているのですけれども、もう一回関係する道なり国なりと打ち合わせをして、その辺をきちんと見直してもらいたいと思います。

○(隅田委員長) 今の件については、都市建設部と同じ中身ですので調整しながら、そして今までの流れですとこういう形でできていましたけれども、こういうことがありましたので、やはりその部分はきちんと調べてもらってお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○(斎藤委員) 今中崎委員からも隅田委員長からも発言がありましたけれども、要は事務取扱規程にはきちんと明記されていて、それが守られていなかったということですね。今後しっかりやっていただきたいと思います。

○(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で上下水道局からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時37分 閉議